

# 個人市民税・道民税の減免制度について

納税者が失業により生活が困窮している、災害により財産などに損害を受けたなど、特別の事情がある場合には、申請に基づき、個人の市民税・道民税が減免される制度がありますのでご相談ください。減免を受けるためには、次の事項に該当する方が、各税目の納期限（納入期限）までに申請することが必要となります。

## 1 生活保護を受けられている方

納期限が到来していない税額の全部が減免となります。

## 2 生活保護以外の扶助又は手当を受けている方

就学援助、児童扶養手当等の支給又は扶助を受けている方で、前年の所得が市民税の所得割非課税限度額以下の方が税額の全部が減免となります。

## 3 災害により甚大な損害を受けた方

(1) 納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族の所有する住宅や家財が災害により損害を受け、損害を受けた金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、住宅や家財の価額の 3/10 以上の方は、次の表のとおり税額の一部が減免となります。減免は前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方に限り減免の対象となります。

前年の合計所得金額	減免の割合	
	損害割合が 3/10 以上 5/10 未満	損害割合が 5/10 以上
500 万円以下	1/2	全額
500 万超 750 万円以下	1/4	1/2
750 万超 1,000 万円以下	1/8	1/4

(2) 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受け、減収による損失の合計額（農作物共済金額を除く。）が平年における農作物による収入額の合計額が 3/10 以上の方は、次の表のとおり税額の一部が減免となります。減免は前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方に限り減免の対象となります。

前年の合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	農業所得に係る所得割の全額を減免
300 万超 400 万円以下	農業所得に係る所得割の 8/10
400 万超 550 万円以下	農業所得に係る所得割の 6/10
550 万超 750 万円以下	農業所得に係る所得割の 4/10
750 万超 1,000 万円以下	農業所得に係る所得割の 2/10

## 4 失業により生活が困窮して税の負担が困難な方

(1) 要件

ア 失業（定年退職により失業した場合は除きます。）又は廃業により職を失い、生活が困窮して次の要件に該当する方（前年又は当該年に一度失業をした方が再度職に就いた場合でも、年間収入の減少割合が 3 割以上である場合は対象に含みます。）

要件	減免の割合
次の①と②の両方の場合に該当すること。	減少割合が 5/10 以上の場合 全額減免
① 納税者の前年の収入金額に対する当該年の収入見込額の減少割合が 3/10 以上である場合	
② 納税者（その者の同一生計配偶者及び扶養親族を含みます。）の当該年の収入見込額が生活保護基準相当額以下である場合	減少割合が 3/10 以上 5/10 未満の場合 所得割額の 1/2 の減免

裏面につづきます。

イ 収入見込額が生活保護基準相当額を若干上回る方

上記(1)ア①の要件に該当し、収入見込額が生活保護基準相当額を上回っているが、税の負担をした場合に生活保護基準相当額を下回る場合 生活保護基準額を下回らない税額相当分を減額

(2) 減免の判定方法

判定基準による計算方法

収入見込額	≤	生活保護基準相当額（世帯による基準額）
-------	---	---------------------

※収入見込額は、(ア+イ+ウ)で計算します。

ア 合計所得金額等（退職所得、非課税所得等を含みます。）に係る収入金額

イ 預貯金等（納税義務者のものに限ります。）

ウ 源泉徴収されている所得税及び社会保険料

○計算例

ア 収入等の状況

- ・ 昨年の収入額 200万円 本年度市・道民税課税額 4万円
- ・ 本年の収入見込額 給与 30万円 雇用保険給付 50万円
- ・ 生活保護基準相当額 135万

イ 減免の判定

判定① 収入の減少割合の判定  $1 - (80万円 \div 200万円)$  減少割合 60%

判定② 本人の収入見込額 < 市長が定める基準額（生活保護基準相当額）

80万円（給与 30万 + 雇用保険給付 50万） < 135万円

ウ 減免金額

収入見込額が生活保護基準相当額以下であり、収入の減少割合が50%以上のため4万円の全額が減免となります。

**5 納税義務を承継した相続人の方**

納税者が死亡した場合において、納税義務を承継した相続人それぞれの当該年の収入額が生活保護基準相当額以下である場合は、承継すべき税額の全額が減免となります。

**6 学生または生徒の方**

納税者が所得税法における勤労学生（合計所得が75万円以下（給与所得のみの場合は給与収入130万円以下）かつ、給与所得以外の所得金額が10万円以下に該当する方）は、税額の全額が減免となります。

問合わせ先

石狩市 財政部 税務課 市民税担当

（市役所1階15番窓口）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133-72-3119（直通）

FAX 0133-75-2275

Eメール zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp